

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 25 日

大阪市総務局長 吉村 公秀

1 担当部局

大阪市総務局行政部総務課（総務グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所本庁舎 4 階）

電話 06-6208-7414 電子メール ba0002@city.osaka.lg.jp

2 入札に付する事項

- (1) 公告日 令和 6 年 11 月 25 日(月)
- (2) 調達案件 大阪市総務事務センター運営事業に関する包括的業務委託 長期継続
(以下「本件」という。)
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 12 年 7 月 31 日まで
- (4) 履行場所 大阪市総務事務センター
大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 10 番 1－100 号 あべのベルタ西館 2 階
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項並びに同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和 4・5・6 年度の本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 24 各種施策執行・検査・運営等補助 01 各種施策執行・検査・運営等補助」又は「13 その他代行 26 その他 01 その他」又は「10 情報処理 01 情報処理 06 その他情報処理」で登録していること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの使用が認められていること又は ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 の認証を受けていること。
- (6) 平成 26 年度以降、国、都道府県、政令指定都市、中核市若しくは特別区又は同程度の規模の民間企業（本件では従業員 5,000 人以上の企業を想定）の規模の、人事関係、勤怠管理、給与支給、福利厚生等の内部管理運営業務における契約履行実績を有すること。ただし、履

行中のものを除く（契約期間が複数年に及ぶ実績の場合は、現在履行中であっても、1年以上の期間が履行されていれば、その契約を実績と認める。）。

- (7) 2者以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(5)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、次のア～エの要件を満たすこと。なお、上記(6)の条件については、構成員のいずれかが有すること。

ア 共同事業体の構成員は、代表者となる事業者を定め、当該代表者は、全体の意思決定、業務遂行管理等に関する全ての責任を持つこと。なお、入札参加資格申請以後における、代表者及び構成員の変更は認めないこととし、単独で入札に参加する事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

イ 入札参加資格申請時に共同事業体の協定書（写し）を提出すること。なお、協定書には、構成員役割分担及び代表者の権限、責任などを詳細かつ明確に記載すること。

ウ 共同事業体の代表者は、本件の業務遂行管理等を行う業務責任者を配置できること。

エ 共同事業体の構成員は、本件の入札に参加する他の共同事業体の構成員でないこと。

4 入札手続等に関する事項

(1) 交付資料

本市の許可を得ることなく無断で使用することは認めない。

【入札説明書等】

- ・ 資料1 入札説明書（本書）
- ・ 資料2 仕様書（Ⅰ．全体概要）（Ⅱ．直接サービス業務）
- ・ 資料3 提案書作成要領
- ・ 資料4 落札者決定基準
- ・ 別紙 提案評価一覧表
- ・ 資料5 業務委託契約書

【入札参加資格申請等に係る様式集】

- ・ 総合評価一般競争入札参加申請書（様式1）
- ・ 履行実績調書（様式2）
- ・ 入札参加申請に関する質問票（様式3-1）
- ・ 仕様書等に関する質問票（様式3-2）
- ・ 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式4）
- ・ 入札辞退届（様式5）
- ・ 関係資料の貸与依頼書（様式6）
- ・ 機密保持誓約書（様式7）

【低入札価格調査に該当する場合】

- ・ 低入札価格調査根拠資料 作成要領（別冊1）
- ・ 低入札価格調査根拠資料 様式集（別冊2）
- ・ 低入札価格調査根拠資料 記載内容確認書（別冊3）

(2) 入札参加資格申請

ア 交付期間

公告の日から令和6年12月12日（木）まで（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

大阪市総務局ホームページ上及び担当部局（1に同じ。以下同じ。）

ウ 費用

無償により交付する。

エ 申請書類

- ・ 総合評価一般競争入札参加申請書（様式1）
- ・ 履行実績調書（様式2）
- ・ 履行実績を証する契約書等（写し）
- ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク登録証（写し）又は ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 の認証登録証（写し）（各証明書類は、有効期間内のものであること。）
- ・ 共同企業体協定書（写し）【共同企業体の場合のみ】

オ 受付期間

4-(2)-アに同じ。

カ 受付方法及び受付場所

担当部局に持参すること。

(3) 質問事項の受付、締切り及び回答

ア 入札参加申請に関する事項

(ア) 質問方法

担当部局あて「入札参加申請に関する質問票」（様式3-1）に記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「大阪市総務事務センター運営事業に係る入札参加申請に関する質問票」とすること。また、電子メール送信後、受信確認のため、送信後必ず担当部局へ電話での確認連絡を行うこと。

(イ) 質問受付期間

公告の日から令和6年12月2日（月）午後5時30分までの間とする。なお、締切り以降の質問については受け付けない。

(ウ) 回答方法・期間

令和6年12月6日（金）から令和6年12月12日（木）まで大阪市総務局ホームページの公告本文内に掲載する。

イ 仕様書等に関する事項

(ア) 質問方法

担当部局あて「仕様書等に関する質問票」(様式 3-2)に記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「大阪市総務事務センター運営事業に係る仕様書等に関する質問票」とすること。また、電子メール送信後、受信確認のため、送信後必ず担当部局へ電話での確認連絡を行うこと。

(イ) 質問受付期間

公告の日から令和 6 年 12 月 26 日(木)午後 5 時 30 分までの間とする。なお、締切り以降の質問については受け付けない。

(ウ) 回答方法・期間

令和 7 年 1 月 16 日(木)から令和 7 年 1 月 31 日(金)まで大阪市総務局ホームページの公告本文内に掲載する。

(4) 入札参加資格の審査及び通知

ア 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和 6 年 12 月 19 日(木)付けで通知する。

イ 入札参加資格を認められた申請者には、同日より担当部局において事業請負申込書(以下「入札書」という。)等を交付する。

ウ 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

なお、入札参加を認められなかった申請者は、本市に対してその理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合には、令和 6 年 12 月 25 日(水)午後 5 時 30 分までに「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」(様式 4)を担当部局へ提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、必着のこと。回答については、令和 7 年 1 月 10 日(金)までに書面で回答する。

(5) 関係資料の貸与について

入札参加資格を認められた申請者には、本市の検討又は協議に関する情報等の観点から、大阪市ホームページに掲載できない資料で本件企画提案書等関係書類(以下「提案書類」という。)作成のために必要と思われる資料(機密情報資料)を本市より貸与する。

ア 貸与方法

担当部局あて「関係資料の貸与依頼書」(様式 6)及び「機密保持誓約書」(様式 7)を持参すること。

イ 受付期間

令和 6 年 12 月 19 日(木)から令和 7 年 1 月 29 日(水)まで(休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。)

ウ 貸与期限及び返却方法

担当部局あて入札執行日(令和 7 年 1 月 31 日(金))午後 5 時 30 分までに返却すること。

エ 貸与資料

DVD-R メディア 1 枚

- ・ 資料 2 仕様書(Ⅱ. 直接サービス業務)における制度別業務の各業務マニュアル

- ・ 総務事務システム端末操作マニュアル
- ・ システムオペレーションマニュアル

オ その他

貸与資料については、複写等を行わないこと。また、本市の許可を得ることなく無断で使用してはならない。

(6) 入札執行等

本入札は総合評価一般競争入札により行うため、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び提案書類を提出すること。提出に当たっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

ア 入札執行の日時及び場所等

(ア) 入札書及び提案書類受付期間

令和7年1月31日（金）午前10時から午前10時30分まで

(イ) 入札執行の日時

令和7年1月31日（金）午前10時30分

(ウ) 入札執行の場所

大阪市役所本庁舎 会議室

（詳細は4-(4)-アの入札参加資格審査結果通知に記載する。）

ただし、郵便等による入札の場合は、担当部局あて令和7年1月30日（木）午後5時30分までに必着のこと。なお、この場合は二重封筒を用い、外封筒に「入札案件名称」を明記するとともに「入札書在中」と朱書きの上、担当部局あて親展とすること。また、内封筒として「入札書」及び「提案書類」の2種類を作成し、各封筒に「入札日」、「入札案件名称」を記載すること。

(エ) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札に参加することができない者

(ア) 入札参加申出期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(イ) 入札参加資格の審査結果の通知時より開札までの間において、「3 入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者

ウ 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(イ) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として入札したときはその全部の入札

(ウ) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(エ) 入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

(オ) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は除外措置を受けた者がした入札

(カ) 再入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

- (キ) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。)を下回る価格の入札

エ 入札の中止等

- (ア) 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めることがある。
- (イ) 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。なお、その損害は入札参加者の負担とする。

オ 入札の辞退

- (ア) 入札書提出後の辞退は、原則として認めない。
- (イ) 入札書提出前に辞退する場合は、入札執行日時までに、「入札辞退届」(様式5)を提出すること。

(7) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第 21 条第 2 項により落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額))の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

ウ 保証人 不要

(8) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 4-(6)-ア-(ウ)において行う。

5 提案書類に関する事項

(1) 提案書類の記載内容及び提出方法

「資料 3 提案書作成要領」による。

(2) 提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 10 部(社名記載なし・押印なし)

(3) 提案書類の拘束力

契約書類となる仕様書は、本件の「資料 2 仕様書」を基に作成する。ただし、採用された提案書類に記載されている事項に基づき、本市の判断により契約締結段階において、契約書類への提案書類のとじ込み、仕様書への追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 提案書類の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本件において公表等が特に必要と認める場合は、本市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。契約に至らなかった入札参加者の提案書類については、本件の公表以外には使用しないが、返却は行わない。なお、提案書類において、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

6 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法等

「資料4 落札者決定基準」による。

(2) 落札候補者ヒアリング

落札候補者に対して対面でのヒアリングを予定しているので、入札参加者は提案書類の内容について、本件の業務責任者として従事する予定の者が説明を行うこと。また、提案書類に基づく本市からの質問に対して応じること。

ア 実施日時及び場所

令和7年3月17日(月)から19日(水)までのいずれかの午前10時～午後4時のうち、本市が指定する日時とする。

なお、本市から落札候補者へ別途連絡を行う。ただし、指定した日時のヒアリングが困難な場合は、本市と十分に調整の上実施すること。また、実施場所については、実施日時と併せて通知する。

イ 実施内容及び時間

提案書類等の説明及び質疑応答について、約1時間程度とする。

ウ 留意事項

ヒアリングについては、提出された提案書類を使用し実施する。

(3) 落札者の公表等

大阪市ホームページにおいて公表するものとする。また、入札の結果については、各入札参加者あて書面により通知する。

7 低入札価格調査制度

- (1) 落札となるべき入札が、基準価格に満たない入札である場合には、落札決定を保留し、「業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領」により低入札価格調査を行う。本件の基準価格は、同要領第5条第3号によるものとし、該当する項目を適用する。また、基準価格に満たない価格で応札した者があった場合は、基準価格に満たない価格で応札した全ての者(以下「調査対象者」という。)を公表する。
- (2) 低入札価格調査は、調査対象者のうち総得点の最も高い者(以下「落札候補者」という。)について行う。

低入札価格調査に当たっては、本市より当該落札候補者に通知する。落札候補者は、低入札価格調査根拠資料（詳細は、別冊１「低入札価格調査根拠資料作成要領」による。）を令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 5 時 30 分までに担当部局あて提出しなければならない。

期限までに提出がない場合は、当該調査対象者のした入札は無効とし、停止措置を行う。

- (3) 提出された低入札価格調査根拠資料について本市より説明を求められた場合は、調査対象者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該調査対象者のした入札は無効とする。
- (4) 低入札価格調査の結果、落札候補者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としない。この場合にあっては、次順位の者を新たに落札候補者とし、その者の入札金額が基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行い、以後同様の手続を繰り返す。
- (5) 落札者決定後はその結果を公表する。

8 その他

- (1) この契約は、地方自治法施行令第 167 条の 17 に該当する長期継続契約案件である。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、担当部局に「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」（様式 8）を両面印刷したもの（共同企業体の場合は、全ての構成員分）及び「最低賃金法・労働基準法等の労働関係法令を遵守する誓約書」（様式 9）を提出すること。
- (8) 本件の申請により提出された書類は、申請者に無断で他に使用しない。
- (9) 本件入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (10) その他、この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び大阪市契約規則等の定めるところによる。
- (11) 契約の締結は、令和 7 年度予算が発効したときとする。